

武四郎まつり開催に係る露店等営業に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)及び松阪市暴力団排除条例(平成23年松阪市条例第2号)に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店等(商品の販売やサービスの提供などを目的として、臨時的に出店するものをいう。以下同じ。)の営業者の自由な経済活動と秩序ある営業行為を促進し、もって社会環境の維持と武四郎まつりの健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込)

第2条 武四郎まつりの会場内において露店等を営業しようとする者(以下「出店者」という。)は武四郎まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対し、出店参加申込書・同意書を提出し、確認を受けなければならない。

(出店参加資格)

第3条 出店資格者については、次の優先順位に基づきます。

ただし、当該各号の場合においても主催者が出店について適当でないと判断した団体または個人については出店を認めないものとする。

- (1) 三雲管内の啓発活動・物品販売にふさわしい団体及び個人。
- (2) 松浦武四郎に関連した団体及び個人。
- (3) 松阪北部商工会に加盟している団体及び個人。
- (4) 主催者から依頼のあった団体及び個人(以下「依頼出店者」という。)
- (5) 前号の他「武四郎まつり」にふさわしいと主催者が認めた団体及び個人。

(出店の拒否)

第4条 実行委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店の拒否することができるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの。
- (4) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(関係機関への意見聴取)

第5条 実行委員会は、第2条の確認をしようとするときは、第4条各号に掲げる事由の有無について関係機関に意見を聴くことができる。

(出店の決定)

第6条 出店者の決定について以下の内容に基づき決定する。

- (1) 第3条の出店参加資格に基づき実行委員会で決定する。
- (2) 出店者の上限は運営上の都合により主催者がこれを変更することを可能とする。
- (3) 申し込み多数の場合は出店内容と開催趣旨を鑑み主催者が選考し、ふさわしいと判断した出店希望者を優先とする。※会場スペースは限りがあるため、応募多数の場合は抽選で出店者を決定する。
- (4) テントについては、1 出店者に対し、原則として 1 張とする。

(依頼出店者)

第7条 依頼出店者については以下のとおりとする。

- (1) 依頼出店者の出店にかかる費用については、主催者がこれを負担することを可能とする。
- (2) 主催者は出店にかかる費用のうち、販売する物品等の材料費を主催者によって負担した依頼出店者に対して、売上の半額から 1,000 円未満の金額を切り捨てた金額を徴収することを可能とする。

(出店参加料)

第8条 出店参加料について以下のとおりとする。

- (1) 出店参加料については、1 団体につき 4,000 円を徴収する。
ただし、啓発・体験・展示の出展者及び福祉団体等、主催者に所属する出店者は除く。
※出店料は現金のみの取り扱いとし出店者説明会の際に徴収する。
- (2) 出店料について、出店者側の事情により出店をキャンセルした場合の返金は行わない。

(出店者の遵守事項)

第9条 出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺を破損、汚損等しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原則出店者で原状復旧すること。
- (2) 出店に際して発生したゴミ等については、原則出店者が持ち帰るものとし、その場に放置しないこと。
- (3) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- (4) 出店設備は、主催者において、テント・机・椅子・ストーブ・電源を用意する。その他、調理に必要なガス調理器具・保冷庫・ガスボンベ等は出店者で用意すること。
※使用電力が大きい調理器具を使用する場合は、自家発電機を用意をお願いする場合がある。
- (5) 火気を使用する場合、その出展者が取り扱いに十分注意し消火器等を必ず配備すること。
- (6) 飲食物を取り扱う場合、原則その出店者が営業に必要な許認可等の手続きを行い、その申請書等の複写を事務局へ提出すること。
- (7) 出店場所は松浦武四郎記念館駐車場、小野江地区コミュニティセンター駐車場、シャディサラダ館みくも 店裏、松浦武四郎誕生地駐車場のうちいずれかとする。

(出店の取消し)

第10条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1) 出店者、責任者及び使用人が、第4条各号に該当すると判明した場合。
- (2) 提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
- (3) 来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4) 第9条の遵守事項に反した場合。
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第11条 実行委員会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

附 則

この規約は、令和8年7月29日から施行する。